



事業主の皆様へ

平成29年7月20日
社会保険労務士法人 リヴル総研
代表社員 奥村 繁子

厳しい暑さが続いています。夏の風物詩の風鈴の音は、涼しい気持ちにさせてくれますね。皆様におかれましてはいかがお過ごしでしょうかお伺い申し上げます。さて今月は、年金受給者の拡大、助成金や奨励金、労務管理などについてお知らせいたします。

🍉 新たに年金を受け取れる方が増えます

2月所報でもお知らせしましたが、**今年の8月1日より**、年金を受け取るために必要な期間、資格期間(保険料納付済等期間)が25年から**10年以上に短縮**されました。
※年金の額は、納付した期間に応じて決まります。40年間保険料を納付された方は、満額を受け取れます。(10年間の納付では、受けとる年金額は概ねその4分の1になります)

《60歳以上の方も国民年金に加入できます(任意加入制度)》

希望される方は、「60歳から65歳まで」の5年間、国民年金保険料を納めることで65歳から受け取る老齢基礎年金の額を増やすことができます。また、資格期間が10年に満たない方は、最長70歳まで国民年金に任意加入することで、資格期間が増え、年金を受け取れるようになります。

リヴル総研には年金専門の相談員がいます

先日、障害年金のご相談、手続きをさせて頂きました。請求が複雑なため諦めていらっしゃる方、障害年金のことを知らずに手続きされていない方がいらっしゃいます。

年金のご相談は、リヴル総研にお任せ下さい!!



🍉 職場意識改善助成金

助成金の支給要件など、リヴル総研にお問い合わせ下さい

《職場環境改善コース》

対象事業主…雇用する労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数が13日以下であって月間平均所定外労働時間が10時間以上であり、労働時間等の設定の改善に積極的に取り組む意欲がある中小企業事業主※

成果目標

目的	成果目標
a 年次有給休暇の取得促進	労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数(年休取得日数)を4日以上増加させる
b 所定外労働の削減	労働者の月間平均所定外労働時間数(所定外労働時間数)を5時間以上削減させる

支給額…経費※の一部を支給します

成果目標の達成状況	a, b ともに達成	どちらか一方を達成	どちらも未達成
補助率	3/4	5/8	1/2
上限額	100万円	83万円	67万円

私たちは、持てる力を十分に発揮して、地域社会と中小企業の発展に貢献します。私たちは、常に知識技術を

研鑽開発し、知能集団を目指し、豊かな人生を築きます。私たちは、持てる力を十分に発揮して、地域社会と中小企業の発展に貢献します。私たちは、常に知識技術を研鑽開発し、知能集団を目指し、豊かな人生を築きます。私たちは、持てる力を十分に発揮して、地域社会と中小企業の発展に貢献します。

《時間外労働上限設定コース》

対象事業主…現に「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」(厚生労働省告示)に規定する限度時間(限度基準)を超える内容の時間外・休日労働に関する協定(特別条項)を締結している事業場を有する中小企業事業主

成果目標

支給額…経費※の一部を支給します

事業主が事業実施計画において指定したすべての事業場において、労働基準法第36条第1項の規定によって延長した労働時間数を短縮して、限度基準以下の上限設定を行うこと。

補助率	3/4
上限額	<u>50万円</u>

《勤務間インターバル導入コース》 新設

成果目標…事業主が事業実施計画において指定したすべての事業場において、休息時間数が9時間以上の勤務間インターバルを導入すること。

支給額…経費※の一部を支給します

	新規導入に該当するものがある場合		適用範囲の拡大・時間延長のみの場合	
休息時間数	補助率	1企業当たりの上限額	補助率	1企業当たりの上限額
9時間以上 11時間未満	3/4	<u>40万円</u>	3/4	<u>20万円</u>
11時間以上	3/4	<u>50万円</u>	3/4	<u>25万円</u>

支給対象となる取り組み※

(例)勤務間インターバルを導入することで、正確な労働時間管理が不可欠になります。

➡ ICカード及び管理・集計ソフトを導入

※対象事業主・経費・取り組みなど、詳しくはリヴル総研にお問い合わせ下さい。

皆さんご存知ですか(最近の判例)

・求人票と雇用契約内容

労働条件通知書に従業員が同意する旨署名したにもかかわらず、求人内容がそのまま雇用契約内容となった例があります。

裁判所の判断「求人票記載の労働条件は、当事者間においてこれと異なる別段の合意をするなどの特段の事情がない限り、雇用契約の内容となると解するのが相当である」

今後、求人票については、労働問題を予防する意味でも記載内容に注意をする必要があります。

・私用チャットをしている時間が労働時間に

仕事中に私用チャットを行い、私用チャット時間が労働時間に該当された例があります。

裁判所の判断「労働契約上の役務の提供が義務付けられているなど労働からの解放が保証されていない場合には労基法上の労働時間に当たるといふべきである」



今回の判決は、明らかに業務とは関係のない私用チャットの証拠が残っていても、自分の席で行われていて、上司が注意しておらず、業務チャットと私用チャットが混在一体となっているような場合は、適切に管理をしない会社が悪いのであって、私用チャット時間も含めて労働時間に当たるといえるものです。このような判決が出てきている以上、職務専念義務に反するような行為を確認した以上、会社としては、その都度注意するということが必要になってくるかもしれません。

「パワハラ相談」が5年連続過去最多の約7万件



厚生労働省が平成28年度における「個別労働紛争解決制度」の利用状況を公表し、労務相談件数約113万件(前年度比9.3%増)のうち、パワハラなど「いじめ・嫌がらせ」についての相談が7万917件(同6.5%増)と5年連続で過去最多を更新したことがわかりました。

労務管理が大切です。新しい意識で。

事業主は、ハラスメントの防止措置や相談窓口の設置等が義務付けられています。今回ご紹介した判例もそうですが、目に見えにくいもの(業務、パワハラなど)に対しても事業主は管理していくことが大切です。労務管理は従来通りの考え方では難しくなってきました。

福井県の育児・介護奨励金

福井県では、育児・介護等を理由に離職した労働者を再雇用する制度や、育児・介護休業法の義務規定を上回る育児・介護等支援制度を導入した企業を対象に、利用者がした場合に奨励金を支給する事業を実施しています。福井県以外の都道府県の助成金につきましては、リヴル総研にお問い合わせ下さい。

《手続きの流れ》

- ① 育児・介護等支援制度を導入している企業は県へ届出
プラチナコース…再雇用者向け研修の開催、自主学習教材の費用負担など※
ゴールドコース…3歳以上の子を養育する労働者や要介護状態の家族を介護する労働者
に対して、所定労働時間の短縮、始業就業時間の繰上げ繰下げなど※
- ② 就業環境を診断するレーダーチャートを作成
- ③ 制度の利用者が出たら県へ奨励金の支給申請

《奨励金支給額》

コース名	支給基準	支給額	1企業あたり最大支給回数
プラチナ	育児・介護・配偶者の転勤・地震の病気治療を理由とする離職者を再雇用する制度を規定し、利用者がした場合	<u>40万円/回</u>	2回まで
ゴールド	育児・介護に関して育児・介護休業法に定める義務規定を上回る制度(県が定めるもの※)や限定正社員制度を規定し、利用者がした場合	<u>10万円/回</u>	2回まで※

※ 詳しくはリヴル総研までお問い合わせ下さい。

🍉 男性の育児休業取得に助成金

政府が平成29年版「少子化社会対策白書」を閣議決定し、妻の出産後2カ月以内に男性が休暇を取得した割合が55.9%だったことがわかりました。

《両立支援等助成金 出生時両立支援コース》

男性が育児休業を取得しやすい職場風土作りの取り組みを行い、男性に一定期間の連続した育児休業を取得させた事業主に支給します。

	中小企業	中小企業以外
育休1人目	57万円(72万円)	28.5万円(36万円)
育休2人目以降	14.25万円(18万円)	



※()カッコ内は生産性要件を満たした場合は。支給要件など、詳しくはリヴル総研までお問い合わせ下さい。

🍒 梅酢のお話

奥村の元気の源、それは梅酢です！！しかも、お手製です。梅酢にはクエン酸、リンゴ酸、ポリフェノールなどアンチエイジングに欠かせない成分が豊富に含まれています。

老化防止、血液サラサラ、糖尿病予防、胃がん予防、美肌効果

梅酢ご希望の方にはプレゼントさせていただきます。

梅酢を飲んで、暑い夏を乗り切りましょう！！



🌻 リヴルのお庭のお話

ある日、天気良かったので水をたっぷりあげましたが、突然雨が降り、暑い中汗水たらして水をあげたのに…と思いました。しかし天気予報を見るのを忘れた…個人的な原因ですので、仕方ないですね。花の手入れもこの暑さで辛いですが、同時に楽しさも少しあります。

よく花の蜜を集めにミツバチが来るのですが、最初はぶんぶん飛んでうるさいと思いました。でも、よく観察するとミツバチは花の蜜を一生懸命に集めています。健気さと愛くるしく感じ、可愛いなと思いました。



【お知らせ】リヴル総研の駐車場は、玄関前と北側の「L」と表示されている箇所です。支援センター等にご用の折には是非ご利用下さい。その際には、お手数ですが事務所にお立ち寄り下さい。

社会保険労務士法人リヴル総研

奥村繁子行政書士事務所

〒910-0347 福井県坂井市丸岡町熊堂3-7-1-19

T e l 0 7 7 6 - 6 8 - 1 6 0 0

F a x 0 7 7 6 - 6 8 - 1 6 1 0